

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪 1 番ほか 12 筆
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 当該店舗周辺は交通量が多く、開店時刻および閉店時刻の変更で、交通環境に変化が生じると見込まれるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 8 月 7 日から平成 30 年 9 月 7 日まで